就労先内定に関する申立書

愛川町長　あて

現在、事業所等から就労に関しての内定を有し、その内定先の事業所等への就労予定があります。保育所等施設への入所が内定した場合は、内定を有している事業所へ入所月から翌月１０日までに就労し、これに伴う「就労証明書」を就労開始後２週間以内に提出いたします。

なお、内定を有している事業所に就労できない場合または「就労証明書」を期限以内に提出できない場合は、入所の内定・決定が取消または退所となることに異議はありません。

※派遣の場合は、「内定を有している事業所」とは「派遣元」になります。「派遣元」は変わらず内定時と同等以上の就労日数・就労時間数であれば、「派遣先」が変わっても問題ありません。ただし、「派遣元」が変更した場合は、内定を有している事業所からの就労扱いにはなりません。

【就労予定日】令和　　年　　月　　日（予定）

※「就労証明書」の提出期限内に、書類が提出されない場合及び就労が開始されない場合については、本署名をもって入所月翌月末で退所届と致しますので、あらかじめご了承ください。

上記のとおり、相違ありません。

令和　　年　　月　　日　氏名（内定者）

（保育所等申込）児童名	生　年　月　日	第１希望施設名
	年　月　日	申込
	年　月　日	申込
	年　月　日	申込